時事新報の編輯に關する書信にして往々社員へ宛御送致の向も有之候得共宛名の社員不在れ事ありて折角の報道も其用を爲さゞると寡からざれば斯る書信は一切時事新報編輯局宛にて御送付被下度候

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢	二厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢	三厘
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢九厘五毛
			丑錢	五厘

時事新報

賽日に付府下衛生の爲めに一言す

回顧すれバ一昨年の今頃はコレラ流行の勢熾にして東阡南陌至る所ゑ患者呻吟の聲と聞かざるなく府下百餘萬の生靈何れも安死思ひいなかりしに昨年は之に反して流行の沙汰もなく無事に三伏の暑と經過し來り烏兎匆々最早本年に至りて見れば今や盛暑に會ゑたれども昨年同樣別に惡疫の發生ありとも聞かず人事の常として去る者は日々ゑ疎く人皆な眼前に着目して過去を忘れ一昨年のコレラが猖獗の毒を逞ふしたることは夢の如くに消え去りて唯太平健全の世の中と思ひ歡樂の外に響を知らざるゝ今の都人の有樣あり又海外は諸國にても本年はコレラの沙汰なく香港以西に於て少しく其徴と現じたるより日本にても彼地より來る船舶ゑ對し一々檢疫に着手したれども單に船舶を呼止めて病者の有無を査するに過ぎず其法至て簡なるは病毒の左迄に甚しからざると示す者にて内外共に先づ以て無事の姿なれば此さゝ首尾能く秋冷にまで經過し得たらんには我輩は國の衛生の爲めに其佳運と祝して措かざる所なれども醫家の言と聞くに凡そ流行病の發生は全く人爲の豫防其宜きを得ざるに在りと云へバコレラの如きも人々の注意豫防能く至る時は左迄憂ふるに足らざるに相反し若しも衛生の道に怠慢して飲食起居を等閑に附し不養生不健康を極めなバ縱へ外より襲ひ來る病毒は防ぎ得るとも内の特發は拒むに由なく檢疫の法の如きも無益に屬することゝある可し殊にコレラは其始め外國より傳染し來りたる毒にもせよ今は日本ゑ其病痕を留むると少からずして一朝其機に會すれば鬱積したる病毒も再發して猖獗を逞ふするなきを期せず故に我輩は政府が外國より來る船舶に對し檢疫法を施行するの擧と悅ぶと共に一方には各個人民に於ても一段豫防の法に注意し人事怠慢の害なからんことを切望するものなり

夫れは偖置き明十六日は孟蘭盆の賽日にて一月の十六日に同じく一年二大休暇日の其一なれば府下の各商店工場に在りては何れも丁稚小僧に終日の暇を與へ且つ小遣錢とも給して銘々勝手に保養を爲さしむるの習慣あり尤も人の業務に於ては平生の勞に倒ひんが爲め時に休暇の暫なかるゝ可らざるは勿論にして殊ゑ商店工場等の如き政事省會社の如く一週一度着くは月ゑ何回の休日ありて其日は必ず休息あるに非されば一年二度の休日は三百六十餘日間の骨折と思ひるは誠に然る可きことなれども又他の方面より考ふれば此休暇に付自分ゑ一種の弊風なきゑ非ず試ゑ之を擧げんに彼の丁稚小僧等が一月十六日以來始めて廣闊なる籠と脱するとと共に主人より與へられた小遣錢と憑く自己の贅澤に供するは敢て差支へあきゑとなれども概して無智不經驗なる輩なれば或は飲食と過度に走或は不健康の場所ゑ遊ぶ等適々得たる快樂ハ健康を損ひ衛生を害し下痢腹痛より變じて他病の媒介たるあきを期し可らず固より各商店工場の主人も其邊の事に注意し小僧輩に休暇を與ふるに當りては豫め不養生なからんゑとを警むる者もある可しと雖も既に從前よりの習慣餘力あるゑとなれば主人の命令も容易に行はれ難く脱籠の小僧等は未明より夜に掛け其編歷遊覽する所い皆不養生不健康を買ふの地ならざるゑし即ち賽日一日の快樂は以て府下百餘萬の衛生に關する少からずして事小なるに似たれども東京府下の全體に取りては決して等閑に附す可きものにあらざるなり

斯くの如く十六日の賽日は他の尋常の日にあらず府下全體の衛生にも關係するものなれば小僧丁稚等が銘々自身に注意す可ゑは勿論なれども迚も行屆く可きことにあらず左れば斷然この休暇を廢せんかと云ふゑ人を して勞の一方にのみゑ偏して遇の道を得せしめざるは其害も亦驚げて云ふ可らざるものあり依て我輩の所望に雇人の休暇を一年唯二日と定めずして毎月一度若しくは年に五六度なぞの法に改め恰も二度の快樂を十度にも十二度にも分つて小快樂と度々にせしむるの工風は如何と思へども夫れも積年の慣行にて容易ゑ改め難しと雖も現今歐洲各國は東歐事件の關係より競ふて兵馬を整へ一朝風雲の變ゑ際會するあらば鐵馬に乘じて功名を博せんと欲し各兵士は事變に乘じて功名を博せんと腕を扼して風雲の方向を窺窺する際あれば今日歐洲の霸權を掌握せる獨逸に於てフリードリヒ三世(先帝)の如き仁君を出すは平和のため蒼生のゑめ是の上もなき幸福なりと雖も新帝は功名と貪る兵士の如く髀肉の生ずるを歎する君主なれど獨逸將來の形勢如何ある變化を生ずべきか憂慮せべきの至りあり云々と近着の米國新聞に見ゆ

○佛國議員撰擧　去る十一日の本紙上に見えたる如く去月廿日佛國々會議員の撰擧をシャレント州に於て執行し王黨の候補者三萬二千五百票を得、共和黨の候補者二萬四千票を得、ポールブローレー氏は二萬票を得第二の投票必要となりたる由なるが近着の米國新聞に依れば今回の撰擧い尋常の撰擧と趣を異に之當撰人の如何に依りて武將軍の運命并に佛國の前途を卜するゑ足る者にして武將軍も當てシャレント州に於てポールブローレー氏を投票するゑ余を撰擧するも同然なりと斷言せし程なれば人々皆撰擧の結果を待居れり此の獨逸に向つて戰を挑ゑ城下の雖靡と雪がんと欲し武將軍と共に計畫せる所あらんと希望する者なれば佛國内閣が同氏を嫌惡する蛇蝎の如く氏を國會議員となすは恰も獨逸に開戰を布告すると同樣なりと氏の當撰を妨害せるとに盡力せり佛國政黨中には獨逸新帝の即位と同時ゑブローレー氏の議員となるあらば兩國の關係測る可らざる者ゆりと評せりそも武將軍が一時佛國の民望と得し理由は將軍が司令官を勤めし時陸軍省の處置不當なりし故にして國民將軍の不幸を憐むの情より遂にノール州爲は國民の豫想外ければ人心離叛の人望を收むるの上人目を逃はしむるを始め内閣員一同ふ者あれば國會議後武將軍果して開得るや否ヤレンあるやを察するを

○李鴻章氏の病氣樣なゝしが昨今漸那ダイムスに見ゆ

○主稅局の繁忙廻中取調べたる稅局は非常に局は三分の一に過

○大河内輝剛氏には非ざれども女に大河内氏の同盟の擧事と整へ騷下心を盡す中にも師範學校に女子の乏ゝ兄或は徒法に各郡より父兄の其もの多く今は六ヶ子同樣餘念なく此後の結果を期られ轉任して廣の報

○慶應義塾　芝去る十八日より生は本科別科を九月十日迄例規

○地方よりての天臺を中央とし箇は北海道に設とこゝ雨露の潤用意い大方備は近日設立の企て人の只今上京な外は時事新報氣像報の道なき偏に依賴して能てすら此頃ゑ至に違ひあきとこゝ三十三箇所にて今日中央象たる中には經驗し用ふべき方法部を占むる農家四時間の天氣を東京府民に計全國の各測候所を傳授し地方の追めては其地方昨今經驗と專

輸出同一萬八千四百七十五圓ゑ之て其輸入の最多なりしと金巾二萬三千七百三十九圓、寒冷紗一萬四千五百九十七圓輸出にては地金六萬八千三百八十六圓、大豆一萬七千七百四十四圓あり(外務省)

雜報

○獨逸新帝の政略　獨逸新帝は東宮にありし時よりビスマーク侯れ氣象を慕ひ侯の政略を贊成せし者なれば即位後先帝の温和政略を變玄鐵血政略を實行するならんとは識者の憂慮せる所なるが六月十六日倫敦發の報ゑ依れば獨逸の自由黨員は皆先帝の在位と好機會となし帝に勸めて自由政略を執行せしめんと希望せしも不幸にして先帝早世し皇太子位を繼ぐに及びければ其の失望一方ならざる有樣なり同黨員は始より新帝とビスマーク派の頑固家なりと評せし程なれば即位と同時に保守政略と執るならんを信せりそも今日歐洲政治家中には新帝即位もるゆるも敢て大變動を生ずるゑとなかる可しと主張する者あれども是ハ獨逸の國情を理會せざるの皮相論ゑして新帝の政略い必ず老帝の主義を襲ふ者なりと想像せるより起りしゆる可しされど老帝は全くビスマーク侯の主義を採用せし者ゑあらずゑて常に先帝と國事の方向を定めビスマーク侯の政略を妨げしこと屢々なり之に反して新帝は同侯を尊信するの情慈父を慕ふよりも甚く侯のためには汗馬の勞を辭せざる勢にて當て獨逸の國事ゑ廿五年間奔走せし或官吏も新帝はビスマーク主義を信ずる一方ならざれば同侯の爪牙とゆるは近きにある可しと語りし程なれば温和主義を排して純粹なる鐵血政略を執行するゑ火を見るよりも明かなり現今歐洲各國は東歐事件の關係より競ふて兵馬を整へ一朝風雲の變ゑ際會するあらば鐵馬に乘じて功名を博せんとし各兵士は事變に乘じて功名を博せんと腕を扼して風雲の方向を窺窺する際あれば今日歐洲の霸權を掌握せる獨逸に於てフリードリヒ三世(先帝)の如き仁君を出すは平和のため蒼生のゑめ是の上もなき幸福なりと雖も新帝は功名と貪る兵士の如く髀肉の生ずるを歎する君主なれど獨逸將來の形勢如何ある變化を生ずべきか憂慮せべきの至りあり云々と近着の米國新聞に見ゆ

○佛國議員撰擧　去る十一日の本紙上に見えたる如く去月廿日佛國々會議員の撰擧をシャレント州に於て執行し王黨の候補者三萬二千五百票を得、共和黨の候補者二萬四千票を得、ポールブローレー氏は二萬票を得第二の投票必要となりたる由なるが近着の米國新聞に依れば今回の撰擧い尋常の撰擧と趣を異に之當撰人の如何に依りて武將軍の運命并に佛國の前途を卜するゑ足る者にして武將軍も當てシャレント州に於てポールブローレー氏を投票するゑ余を撰擧するも同然なりと斷言せし程なれば人々皆撰擧の結果を待居れり此の獨逸に向つて戰を挑ゑ城下の雖靡と雪がんと欲し武將軍と共に計畫せる所あらんと希望する者なれば佛國内閣が同氏を嫌惡する蛇蝎の如く氏を國會議員となすは恰も獨逸に開戰を布告すると同樣なりと氏の當撰を妨害せるとに盡力せり佛國政黨中には獨逸新帝の即位と同時ゑブローレー氏の議員となるあらば兩國の關係測る可らざる者ゆりと評せりそも武將軍が一時佛國の民望と得し理由は將軍が司令官を勤めし時陸軍省の處置不當なりし故にして國民將軍の不幸を憐むの情

官報

○司法省訓令第十號　裁判所失踪又ハ死亡跡遺留財産ヲ其親族ニ於テ保管スル場合本人又ハ其家ノ利害ニ關シ協議ヲ以テ賣却交換若クハ賃入書入等ヲ爲サントスルトキ不動産ニ付テハ自今都テ管轄始審裁判所ノ認許ヲ受ク可キ儀ト心得可シ

明治廿一年七月十四日　司法大臣伯爵山田顯義

○軍艦發着　高城艦ハ琉球宮古嶋ハ投錨目進艦ハ天候に依ヲ鎖せり(海軍省)

○朝鮮元山港輸出入　去る五月中同港輸入品の價格純計は二十二萬二千七百十七圓輸出同九萬九千九百八十七圓なり(朝鮮各港間の貿易ゑ含まず)此内間港と日本との輸入純計ハ四萬四千二百八十七圓、輸出同六萬九千五百六十八圓支那との輸入純計は二萬三千百九十二圓輸出同一萬七千七百四十四圓あり(外務省)